

平成23年3月10日

原子力安全・保安院

東京電力株式会社福島第一原子力発電所第4号機の第4回定期事業者検査の実施体制に関する保安院の評定について（定期安全管理審査の結果に基づく評定）

原子力安全・保安院（以下、「保安院」という。）は、東京電力株式会社（以下、「東京電力」という。）に対し、独立行政法人原子力安全基盤機構（以下、「JNES」という。）による福島第一原子力発電所第4号機の第23保全サイクルにおける定期安全管理審査（平成21年9月～平成22年11月）に基づく評定について通知しました。

評定結果については、「当該審査を受けた組織の定期事業者検査に係る実施体制はおおむね機能し実施されていると認められる。ただし、点検周期の超過に係る事案は保安規定違反の処分を行ったものであり、事業者は、その再発防止対策を実施中であるため、その対策の実施状況及び有効性等の確認が必要である。」としました。

1. 評定制度について

本評定制度は、電気事業法に基づき、電力会社が行う定期事業者検査の実施体制について、現場立会いや記録確認によりJNESが以下の審査項目（※1）につき審査を行い、その結果に基づき保安院が評定（※2）を行うものです。

※1 定期安全管理審査における審査項目（6項目）

- ①定期事業者検査の実施に係る組織
- ②検査の方法
- ③工程管理
- ④検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
- ⑤検査記録の管理に関する事項
- ⑥検査に係る教育訓練に関する事項

※2 定期安全管理審査の評定

定期事業者検査の実施体制について総合的な評定を行います。

（評定例）

- I. 当該審査を受けた組織の定期事業者検査の実施体制は、自律的かつ適切に定期事業者検査を行い得るものであり、十分な体制がとられていると認められる。
- II. 当該審査を受けた組織の定期事業者検査の実施体制は、是正処置の定着状況の確認が必要であると認められる。

なお、「十分な体制がとられている」と評定された場合、次回の審査においては、前述の6項目の審査項目のうち⑤及び⑥の2項目は適用しません。

2. 評定結果について

別紙のとおり

3. 審査結果について

JNESの定期安全管理審査の結果については、下記 URL をご参照下さい。

<http://www.jnes.go.jp/gijyutsu/ankenkanri/index.html>

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院原子力発電検査課長 山本

担当者：菅原、小川

電 話：03-3501-1511 (内線 4871)

03-3501-9547 (直通)

(1) 評定の結果

当該審査を受けた組織の定期事業者検査に係る実施体制はおおむね機能し実施されていると認められる。ただし、点検周期の超過に係る事案は保安規定違反の処分を行ったものであり、事業者は、その再発防止対策を実施中であるため、その対策の実施状況及び有効性等の確認が必要である。

(2) 評定の結果の理由

原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）は、平成22年12月28日に独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「JNES」という。）から提出された経済産業大臣宛ての定期安全管理審査結果通知書を受領し、その後、JNESから定期安全管理審査の実施状況について報告を受けている。

JNESは、福島第一原子力発電所第4号機 第23保全サイクルにおける定期事業者検査に係る基本的な体制に対する審査（文書審査）並びに定期事業者検査に係る具体的な体制に対する審査（実地審査）として「検査計画及び実施プロセス」、「状態監視プロセス」、「保全の有効性評価プロセス」及び「不適合管理及び是正処置プロセス」を選択して審査を実施した。

審査の結果、継続的に定期事業者検査に係る品質マネジメントシステムの規程類の見直しや定期事業者検査に係る実施体制の改善を進め、より良い品質マネジメントシステムの構築・運用に向け前向きに取り組んでいることが確認されている。

定期事業者検査の実施に係る重要プロセスとして選定したプロセスのうち、「検査計画及び実施プロセス」、「状態監視プロセス」及び「不適合管理及び是正処置プロセス」については、各プロセスの規程類は整備され、それらに従って各プロセスは適切に構築され、実施されていることが確認されている。

「保全の有効性評価プロセス」については、当該プロセスに関する規程類は整備され、それらに従って保全の有効性評価プロセスはおおむね構築され、実施されていると評価されている。なお、事業者は、採取している点検手入れ前状態確認データを人間系で作成していたものを劣化メカニズム整理表（機器毎に想定される経年劣化事象を整理したもの）で想定される全ての経年劣化事象を含めデータベース化し、点検手入れ前状態確認データシートの故障形態に自動的に取込まれるようシステムの改良をするとともに、これまで採取したデータについてもシステムに移行し、平成23年度上期に運用開始することを目標に改善を進めていることから、これらの保全の有効性評価プロセスの状況を引き続き確認していくとしている。

以上のことから、保全の有効性評価プロセスの一部において事業者自らが進めている改善事項について確認していくこととするが、福島第一原子力発電所の品質マネジメントシステムは機能しており、定期事業者検査はおおむね自律的かつ適切な実施体制で実施されていると判断している。

また、柏崎刈羽原子力発電所の平成22年度第3回保安検査において、過去に点検周期を超過していた機器があることが判明したため、保安院は平成22年12月21日に福島第一原子力発電所においても同様の事象がないか確認を指示したところ、平成23年2月28日に点検周期を超過しているものが同発電所全号機では

合計で33機器あることの報告を受けた。東京電力は、原因分析を行い再発防止対策として、点検長期計画表策定プロセス、発注段階における仕様書作成プロセス、点検長期計画表実績反映プロセス、点検の実施時期の延長に関する技術評価プロセスにおけるマニュアル類の改善や点検長期計画表のシステム化等の対策を講じていることとしている。

保安院は、東京電力の原因分析とその結果に基づく再発防止対策については適切に検討がなされ、その内容について適切なものと評価するものの、①点検長期計画の策定・変更、②調達管理における点検発注、③不適合管理、④保守管理における保全の実施が適切に行われていなかったことにより点検周期を超過した機器が多数発生したことは、保安規定の要求事項を満たしていないと評価し、平成23年3月2日、同社に対し注意を行うとともに根本的な原因の究明及び再発防止対策の策定の指示を行ったところである。

保安院は、審査結果について、当該通知及びJNESの説明に基づき精査した結果、JNESが今後確認していくとしている事業者自ら進めている保全の有効性評価プロセスの改善の状況について、今後その実施状況を確認していく必要があること、また、点検周期の超過に関し、その直接原因に係る再発防止対策の実施状況や今後提出される根本的な原因及び再発防止対策の報告を踏まえ定期安全管理審査において確認していく必要があることから、「当該審査を受けた組織の定期事業者検査に係る実施体制はおおむね機能し実施されていると認められる。ただし、点検周期の超過に係る事案は保安規定違反の処分を行ったものであり、事業者は、その再発防止対策を実施中であるため、その対策の実施状況及び有効性等の確認が必要である。」と判断する。